

障害者差別解消法改正に伴う山梨県障害者幸住条例の改正について

- 障害者差別解消法の改正法が、令和6年6月までに施行されます。
- 法改正に伴い、山梨県障害者幸住条例についても、法の規定に沿った改正が必要となります。（事業者による合理的配慮の提供の義務化等）
- 改正条例の施行は、改正法の施行日に合わせることにし、令和6年2月県議会への提案を想定しています。
- 改正法及び改正条例の施行に向け、課題等について検討して参ります。

1 経緯

R3.6.4、事業者には障害者への合理的配慮を義務付けることなどを定めた、障害者差別解消法改正法が公布され、公布の日から3年以内(R6.6.4 まで)に施行されます。（施行日未定）

法施行に合わせて、山梨県障害者幸住条例を改正する必要があります。
R6年2月の山梨県議会に改正条例を提案することを想定しています。

2 法改正の内容

①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

②事業者による必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

3 障害者幸住条例の主な改正箇所

①事業者による合理的な配慮の提供(第31条第2項)

現条例では、事業者による合理的配慮の提供について「努めなければならない」となっていることから、法改正に準じて改正する必要があります。

②情報の収集、整理及び提供(条文なし)

現条例では、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供についての規定がありません。

4 想定される課題

- ①「事業者への合理的配慮の義務化」の周知
- ②「合理的配慮」及び「過重な負担」の判断基準
- ③合理的配慮事例の収集及び情報提供
- ④障害当事者、事業者双方からの相談への対応

5 今後の想定スケジュール

R4.8.22	令和4年度第1回障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・法改正及び条例改正に向けた概要説明 ※改正法施行後の課題について取り纏め(書面照会)
R5.2	令和4年度第2回障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例改正方針の検討(改正する条文等) ・施行後の課題についての意見交換
R5.3	(国「基本方針」改定)
R5.8	令和5年度第1回障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・改正条例素案の検討 ・施行後の課題への対応についての意見交換
R6.2	令和5年度第2回障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例案、今後の取組の説明 ・施行後の取組についての意見交換
R6.6?	改正障害者差別解消法施行 改正山梨県障害者幸住条例施行

※「基本方針」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(内閣府)

障害を理由とした差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもの

【障害者差別解消法の罰則規定】

事業者が、不当な差別的取扱いを行ったり、合理的配慮の提供を行わない場合、対応指針に基づき、報告を求め、助言、指導若しくは勧告を行います。

事業者が報告をしない場合、虚偽報告をした場合には、罰則(過料)が課されます。

改正障害者差別解消法における罰則(抜粋)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

合理的配慮の事例については、内閣府の情報提供サイトで紹介されています。

合理的配慮サーチ(合理的配慮等具体例データ集)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>